

南伊勢町応援団設置要綱

令和元年 11 月 5 日
南伊勢町告示第 105 号

(設置)

第 1 条 南伊勢町（以下「町」という。）の発展を真に応援していただける方々の輪を広げ、交流や連携を通じて活力あるまちづくりの推進を図るため、南伊勢町応援団（以下「応援団」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 応援団は、南伊勢町応援団員（以下「団員」という。）によって構成する。

(入団資格)

第 3 条 応援団に入団できる者は南伊勢町以外に在住する次のいずれかに該当する者とし、年齢、性別及び国籍は問わないものとする。

- (1) 南伊勢町の出身者
- (2) 南伊勢町にゆかりのある者
- (3) 南伊勢町の発展を応援しようとする者

(活動内容)

第 4 条 団員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 本町をこよなく愛し、その発展を真に応援してくれる人々の輪を全国に広げること。
- (2) 自らの知識や経験を生かし、本町発展のために協力や提言をすること。
- (3) 本町のイメージアップ及び産業振興に関すること。
- (4) 町政推進に関する助言及び各種情報の提供に関すること。
- (5) その他、本町の活性化に関すること。

(報酬)

第 5 条 団員に対する報酬は、支給しないものとする。

(団員登録)

第 6 条 団員になろうとする者（以下「申込者」という。）は、南伊勢町応援団登録申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、町長へ申込むこととする。ただし、登録申込者が南伊勢町暴力団排除条例（平成 23 年南伊勢町条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団員及び暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者に該当する場合には、申込みをすることができないものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、申込者を団員に登録することとする。

(登録の取消し)

第 7 条 町長は、団員から退団の申し出があったとき、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第 2 項の規定による登録を取り消すものとする。

- (1) 団員が、南伊勢町の名誉を毀損し、又は応援団の目的に反した行為があったとき
- (2) 団員が提出した登録申込書に偽りその他不正があったとき
- (3) 居所不明となったとき
- (4) その他町長が登録の取消しを必要と認めるとき

(団員特典)

第 8 条 団員の特典は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町広報紙等の無料送付
 - (2) 各種イベント情報、行政情報等の提供
 - (3) 団員の活動に必要な情報の提供
 - (4) その他、町長が適当と認めるもの
- (禁止行為)

第9条 団員は、その地位を営利目的で使用してはならない。

(責任)

第10条 団員が故意又は過失により、第4条に規定する活動を行い、第三者に損害を与えた場合は、当該団員がその損害の賠償責任を負うものとする。

(事務局)

第11条 南伊勢町応援団の事務を処理するため、観光商工課に事務局を置く。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。